



行役場 所社 湯東村 印刷 北洋印刷株式

十月のメモより

一、第二室戸台風の跡始末

「大風一過」という言葉がありますが、全く九月十六日の台風は、はげしく吹いた時間は、せいぜい一時間にすぎませんでしたが、その及ぼした被害は誠に眼に余るものであります。家は潰れる、毀がされる、屋根は飛ばされる、割がされる、稲架は倒れる、懸けた稲は飛ばされる、田圃の稲は倒される、板は落ちる、家の中へ雨は遠慮なく降り込む惨状は言語に絶した有様でありました。それから一カ月半、復旧には材料が足らぬ、それにも増して技術者の手がまわりかねて、以外に遅れて、気のよめることとございまして、次のようであります。

- (一)寄せられた人さまの情
(二)村の見舞金
(三)応急仮設住宅と応急修理

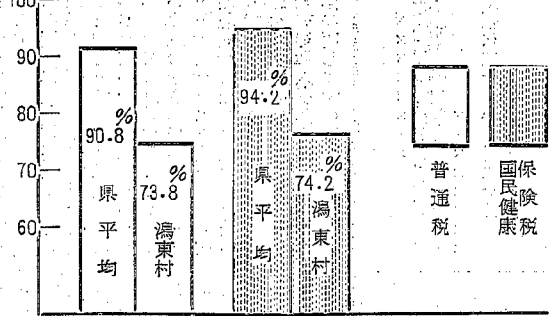
万円ですが、これでは少く過ぎるので過日米その増額方をその筋え妻請して来ましたが、仮設住宅は十三万円、応急修繕は二万四千円に増額の見込みがつきました。今回、応急住宅は二戸、応急修繕は二二戸まきました。
(四)応急復旧工事費
(五)応急復旧資金
(六)応急復旧資金も陳情の結果増額の見通しがつきましたが、その額は未だ確定いたしません。
(七)応急復旧資金も陳情の結果増額の見通しがつきましたが、その額は未だ確定いたしません。
(八)応急復旧資金も陳情の結果増額の見通しがつきましたが、その額は未だ確定いたしません。

でありました。
(九)自作農維持資金
(十)学校の復旧費
(十一)役場並中学校の埋立見込

三、県道の改修
(十二)農林省で実施中の新川改修工事

(樋口)

昭和35年度村税徴収率



印紙税の手引き
 印紙税は、経済社会における流通取引にともなう書類の作成にあたって課税されるものです。
 受取書に十円の印紙をはる(記帳金高三、〇〇〇円未満は非課税)

(二頁よりつづく)
 あるとき「一年分の納税」という計画から全納される方も多くあります。
 しかしながら、とうとうも相当額の納税のない方、滞納分の多くある方、に対しては止むを得ず滞納処分を実施しなければなりません。

西蒲原郡内各町村税徴収率

村名	普通税 (%)	国民健康税 (%)	村名	普通税 (%)	国民健康税 (%)
赤岩	87.4	92.5	中野	96.1	97.3
塚室	92.5	97.1	小屋	79.6	92.7
彦水	87.8	90.7	湯瀨	90.9	93.6
田	85.6	93.5	方東	93.9	93.6
分	87.8	95.9	湯瀨	73.8	74.2
吉	92.2	91.2	月	75.7	80.5
川	87.2	95.6	中	78.6	96.7

(保険税は35年度(現年度)分のみ)

印紙税税額一覧表

号	証書帳簿	税額	号	証書帳簿	税額
1	不動産、鉄道、自動車、船舶の所有権移転に関する証書	記載金高 3,000円未満のもの 非課税 3万円以下のもの 20円 10万円 " 60円 50万円 " 200円 100万円 " 300円	18	債権相互保険会社の発する証券	10円
2	消費貸借に関する証書	500万円 " 1,000円 1,000万円 " 2,000円 5,000万円 " 5,000円 5,000万円をこえるもの 1万円	19	株式、申込証、社債、申込証、地上権、永小作権、役権に関する証書	10円
3	請負に関する証書	5,000万円をこえるもの 1万円	20	使用貸借、貸借、雇傭、寄託、定期金に関する証書	10円
4	運送に関する証書	記載金高が記載してないもの 20円	21	信託行為に関する証書	10円
5	物品切手	記載金高 50円未満のもの 非課税 100円以下のもの 6円 100円をこえるものは 6円 100円またはその端数ごとに 6円 金高が記載してないもの 6円	22	無風に関する証書	10円
6	委任状	5円	23	定款又は組合契約書	10円
7	約束手形	記載金高 1万円未満のもの 非課税 10万円以下のもの 20円 30万円 " 30円 50万円 " 50円 100万円 " 100円 500万円 " 200円 1,000万円 " 500円 1,000万円をこえるもの 1,000円	24	権利の変更に関する証書	10円
8	為替手形	①一覽払のもの (記載金高 1万円以上のものはすべて 20円) ②金融機関相互間のもの (記載金高 1万円以上のものはすべて 20円) ③外国通貨で金高を表示したもの	25	追認又は承認に関する証書	10円
9	預貯金通帳、貯金通帳、積金通帳	記載金高に関係なく 10円	26	受取書	10円
10	証券証引証、証券証券交換	記載金高に関係なく 10円	27	質権、抵当権に関する証書	10円
11	金貨貸借貸取証	記載金高に関係なく 10円	28	前名号以外の証書	10円
12	送付物	記載金高に関係なく 10円	29	1 物品、有価証券の売買契約書	10円
13	送付物	記載金高に関係なく 10円	30	2 その他の「本号証書」	10円
14	送付物	記載金高に関係なく 10円	31	預金通帳、貯金通帳、積金通帳	10円
15	送付物	記載金高に関係なく 10円	32	前号以外の通帳	20円
16	送付物	記載金高に関係なく 10円	33	判取帳	200円
17	送付物	記載金高に関係なく 10円			

昭和三十六年分 農業所得関係資料について

今年も税務署から農業所得の算定のために、いろいろな資料の提出依頼がありました。
 各字領代さんへお願いしてとりまわるとなりましたが、それぞれ所得税の確定申告に、また村民税の賦課基本として重要なものでありますから、正しく、期限までにお忘れなく届けて下さい。
 確定申告の時に、あるいは村民税の合書が発行されてから、耕うん機があつたのだから、自動車の届け出をしなかつた、というお話を聞かれました。
 近々調査する予定の資料は、大体次のとおりです。あらかじめ準備しておいて、いつでも応じられるようにお願いいたします。

資料の区分	内容
田畑の作付面調査	調査員により異動調査
動力耕うん機異動調査	従前分についても確認
農業用自動車異動調査	従前分についても確認
年雇、季節雇調査	昨年とおりの予定
副業所得各種調査	
病虫害共同防除費調査	
農業用運物異動調査	

農業臨時雇日誌

臨時雇(日雇)費を農業所得算定上特別経費控除するための事実確認資料として、受領証をこのとがむすかし、受領証をこの日誌の記帳によることになって居ります。
 既にこれまでも、記帳整理しておかれたと思いますが、四月一日付の「役場たより」でお知らせした様式になって居らない方は再び様式を掲げますから、このとおりに整備して下さい。

[日誌の様式]

農業臨時雇日誌

経営者氏名

雇入月日	被 傭 者		作 業 名	支 給 額		支 払 の え
	部署名	氏 名		賃 金	贈 賄	
月 日				円	金	

- 記載上の注意
- 雑記帳等で適宜作成のこと。
 - 被傭者は誰々外何人とし、個人毎に書くこと。但し田植等1日で他町村より多人数の雇入れる場合は誰々外何人と書いてもよい。その場合支給額には合計金額を記入し支払の覚えには男女別の人数と1人当の賃金及贈賄を記入すること。
 - 作業名は畦塗り・田植・除草・はざ作り・稲刈等具体的に書くこと。
 - 支払の覚えには賃金を支払った月日のほか金銭以外で支払ったときの内容等を書くこと。
 - ゆいや他家からの手伝いは支給額及支払の覚えの欄は斜線を引くこと。

督促状の発行について

今年度の固定資産税第二期(七月三十一日限)及び村民税第二期(八月三十一日限)並びに国民健康保険税第二期(七月三十一日限)分について、十一月九日に督促状を発行いたします。
 督促状が発行になりますと、督促手数料(一通につき十円)がつけ加ります。

税金完納して笑顔で暮らしましょう

村税の滞納処分について

村税の納入につきましては、皆様の御理解と御協力によって、だんだんと納入率も高くなってまいりましたが、次のグラフのように昭和三十五年度の村税の徴収率は、普通税で七三・八%と果下で下位から二番目、国民健康保険税は七四・二%と果下最下位という残念な成績でした。
 健全財政の確立がなければ村民の福祉増進はならず、健全財政は税収が確保されなければなりません。
 このたびも全職員があけて出張徴収にあたり、納税者の皆様はなにかと出費の多い近頃であります。が、「先ず納税」というお気持ちから一杯の納税をされる方が大部分であり、さらに一年分の収入の(三頁よりつづく)

基本選挙人名簿の

縦覧について

潟東村選挙管理委員会

選挙は、常に関心がうすく、実際に選挙が執行されることに決まると無効に高まり選挙一色に塗りつぶされるほど派手になるものです。

この選挙に最も重要なものとして選挙人名簿があります。なぜ重要かと申しますと、選挙人名簿に登録されていない人はどういふ理由があっても選挙することができない、(公職選挙法第四二条)というわけですから。選挙に關しては養理人情もなく融通のきかないものであります。

選挙人名簿には基本選挙人名簿と補充選挙人名簿の二種類あり、今回説明しますのは前者の基本選

挙人名簿についてであります。

この基本選挙人名簿は市町村選挙管理委員会が毎年九月十五日現在に於て調査することになっております(公職選挙法第二十条)。

当選挙管理委員会でもさきに皆さから提出して頂きました選挙資格調査票及び役場備付の諸帳簿を参考にして、この基本選挙人名簿を調査いたしました。しかし約四、二〇〇人の資格者を短期間に調査しなす関係上、登録簿に選挙権のないものの登録、その他記載事項の間違いがなさいえません。そこで、公職選挙法第二二条ではこれらの間違いを予防し、または是正して選挙人名簿調

整の正確を期するため、縦覧に供するよう定めてあります。

この縦覧期間は十一月五日から十五日間(十一月九日まで)となつて居り、当選挙管理委員会では潟東村役場を縦覧の場所に指定しました。

選挙人は、この基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、この縦覧期間内に、文書で潟東村選挙管理委員会に異議の申し立てをすることが出来ます。

そしてこの基本選挙人名簿は十二月二十日をもって確定し、確定の日より翌年十二月十九日までの間に執行される衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に使用されるわけです。

このように基本選挙人名簿は一年間揃えおき使用する選挙人名簿でありますから皆さんから関心を持って頂き、縦覧期間にぜひ縦覧にお出かけ下さるようお知らせいたします。

並の見込みです。

一月概況 この期間も冬型で一時的にかなり気温の下がること(特に前半頃)があり、また、降雪は多目の見込みです。月、降水量は平均気温は、やや低く少ない見込みです。

「農林気象連絡会」より

長期予報天気図

昭和三十六年十月二十日
新潟地方気象台

全般概況 十一月は中旬に季節風の吹き出しが見込まれ、初雪をみる所があります。十二月は大陸からの高気圧のほり出しがやや南偏するため天気の良い日も多くなりますが後半から一月にかけてはおおむね昨年程度の寒さで雪は多目の見込みです。

十一月概況 中旬までは天気が変

わりやすく、気温は時々低目となりませんが、その後天気は周期的に変わります。また、中頃季節風の吹き出しが、かなり気温の下がる傾向があります。この頃山間部や北陸北部では初雪をみる所があります。月の平均気温はやや低く降水量は平均並、又、日照はやや少ない見込みです。

十二月概況 冬型の気圧配置が現われますが、季節風は弱く気温は高目でしょう。しかし後半は時々低目になり一部で降雪の多目の平均気温は平均並、降水量はやや多く、また、日照は平均

健康と習慣

今日はお母様とおじいちゃんおばあちゃんに一寸お耳を拝借、今日この頃では美しく若々しくそして健康でありたいという願望、それはびっくりする程激しくあなたの心の底に燃えています。我が子をハンサムで逞しい男児に育てたい、とやかくしゃも健康美に輝く女性に仕上げたい、親ならぼやうなる様に必ず心の底で祈っています。それなのにあなた自身、そしてその影響はそのままたの家族の方にも及んでいっているのが、実はある臍物にあやつられてあなたは自分から健康の逆方向へとかじを向けているのです。その臍物の名、それは習慣です。習慣が如何にあなたを不幸と不健康に追いやっているか最近いやいやと程経験する実例をこれから紹介してみましよう。

まずポリオ(小児マヒ)から始めましよう。ポリオを流行させる原因、つまりあなたのお子さんをポリオの危険にさらすきっかけは乳幼児を入浴に連れだすという悪習だということです。例えば買物、里帰り祭り、慰安旅行など、今年のあの大流行の最中に子供をおぶって又、手を引いて出歩かれています。しかも一番危険な診療所などにも必要の無い子供を連れて来ておられます。全くその無関心には恐ろしいばかりです。これも母親又は祖母が子供を連れ出す外に出るのはみっともない、ていさいが悪いなどの気持ちからの習慣といえるでしょう。せむ家族一

同考えて改善しなければならぬことでしょう。子供のしつけにも大切なことです。

今度は大人の健康についてですが、最近私たちは神奈川県で胃がんの調査をしたが改め驚いたのですが一寸信じられない程。胃がん患者には塩辛い食物を毎日毎食食べている人が多いのです。塩辛い食物を稀にしかとらぬ人にくらべて、毎食とっている人は六倍以上も胃がんになる率が高いようです。私達の食事を考えましよう。漬物にしても塩辛にしても何んと塩辛いものが多いことか、御飯のおかず、酒のサカナとして平気でとっているのではないでしようか、これも一つの習慣で味噌漬けや漬物が膳の上に出していないと御飯が食べられないなどです。確かに長命な人の調査によると、うす味のものを好んでおります、血圧についても同様です。

新しい時代の食生活は変わって来ています。もつと食生活について勉強し、毎日毎食の食事の改善、一家の健康を考えましよう。多忙な秋の農繁期もようやく片づいて今度は毎年の例のように、せつせと医者通いといつた方が多いのではあります。忙がしい時も常に健康で朗らかにそして仕事が終わったら楽しいピクニックに一家揃って出かけられる明るい生活が欲しいものです。今年の冬期には皆歳とよくお話し合いをして来る春の農繁期までよう今から沢山考えておいて下さい。

(保健婦)

